

平成 2 8 年度

第 1 回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成28年4月27日、千葉市農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成28年度第1回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号	農地法第3条の規定に係る買受適格証明願について（競売）	3件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第6号	耕作放棄地に係る農地法の規定に基づく許可を要しない 土地の証明願について	14件
議案第7号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	2件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	8件
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	39件
報告第5号	農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について	1件
報告第6号	地目変更について	16件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	5件

<出席委員>（15名）

2番	長谷部 衡 平	3番	小 林 正 明
4番	笠 川 泰 雄	5番	武津岡 広 治
6番	鈴 木 武 夫（農地部会長）	7番	中 島 賢 治
8番	猪 野 幹 夫	9番	宮 崎 一 雄
10番	蛭 田 浩 文	11番	浅 尾 孝
12番	大 塚 久（職務代理者）	13番	竹 下 洋 一
15番	石 橋 幹 男	16番	高 澤 義 信
17番	小 川 隆 良		

<欠席委員>（2名）

1番	橋 本 泉	14番	長谷川 功
----	-------	-----	-------

<事務局説明員>

事務局長	朝 生 智 明	次 長	岡 本 茂 之
次長補佐	堀 明 徳	農業振興班長	小 川 剛
農地審査班長	福 島 悟	農地指導班	金 親 一 史

議長
(鈴木武夫部会長)

開 会 (午後 3 時 3 0 分)

ただ今から平成 2 8 年度第 1 回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、1 7 名中、1 5 名出席ですので、会議は成立しております。

日程第 1 の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。8 番・「猪野 幹夫」委員、9 番・「宮崎 一雄」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第 1 分科会委員長、ご説明願います。

第 1 分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。

はじめに第 1 項につきましては、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料の 1 - 1 をご参照ください。

資料は、位置図と営農計画書を添付しております。

本案件は、権利者であります若葉区小倉台 6 丁目に在住の方が、新たに農業を開始するため賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、農業大学校在学中に実習でお世話になった義務者から、賃借することに決めたとのこと。

申請地の取得後の作目は、馬鈴薯、さつまいも、里芋、落花生を予定しております。

次に、第 2 項です。面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料の 1 - 2 をご参照ください。

資料は、位置図と営農計画書を添付しております。

本案件は、権利者であります緑区あすみが丘東 5 丁目在住の方が、新たに農業を開始するため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、農業大学校在学中に実習でお世話になった義務者から賃借することに決めたとのこと。

申請地の取得後の作目は、落花生、大根、里芋を予定しております。

次に、第３項です。

お手元の資料の１－３をご参照願います。

本案件は、権利者であります、横浜市鶴見区の一般法人が経営規模を拡大するため、賃借権を設定するものです。申請地の取得後の作目は、リーフレタスを予定しております。

次に、第４項は、第５項との関連案件ですので、一括してご説明します。

お手元の資料の１－４，５をご参照願います。

本案件は、権利者であります若葉区若松町在住の方が、経営規模を拡大するため、売買及び贈与により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、大根、ハウレンソウ等を予定しております。

次に、第６項は、第７項との関連案件ですので、一括してご説明します。

お手元の資料の１－６，７をご参照願います。

本案件は、権利者であります緑区おゆみ野中央３丁目在住の方が経営規模を拡大するため、売買により取得及び使用貸借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、エダマメ、ナスを予定しております。

第１分科会としましては、農地法第３条第２項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、また、第３項議案につきましては、それらに加え、同法第３条第３項各号の「解除条件」、「地域における役割分担」及び「業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事する」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

議案第１号について事務局より補足説明願います。

事務局	分科会での主な質疑や意見についてご報告します。 初めに第1項、第2項ですが本案件は、分科会にて申請者の面接を行いました。 第1項、第2項の権利者は、昨年度より共に農業大学校で学んでおり新規就農のための研修実習先として同じ義務者にお世話になり、新規就農の支援として約40アールの農地を貸していただけるとの話になって今般の申請に至ったということでございます。 農業大学校では座学で知識を身に着けるほかに、10アールほどの農地が与えられて農場実習を行ったり、農家さんの下での農家実習などで栽培経験を1年ほど積んだとの回答がございました。 また、今後も千葉市で農地の拡大を考えているとの話などから、農業経営などについて、第一分科会委員の方々から様々なアドバイスや激励の言葉などがございました。 補足説明は、以上でございます。
議長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。
議場	——— 質問・意見等無し ———
議長 (鈴木武夫部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。
議長 (鈴木武夫部会長)	次に、議案第2号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願について（競売）」を上程いたします。 第1分科会委員長、ご説明願います。
第1分科会委員長 (宮崎一雄委員長)	ご説明いたします。 この買受適格証明願につきましては、申請内容が農地法

上適格であるかを判断し、買受適格証明書を交付するものです。

また、買受適格証明書を交付された者が落札人となり、改めて農地法第3条の許可申請書が申請された場合は、買受適格証明書の交付時と申請内容が異なっていなければ、事務手続きの迅速化を図るため、速やかに許可指令書を交付することになります。

従いまして、買受適格証明書の交付及び落札後の許可指令書の交付を合わせて審議願うものです。

はじめに第1項につきましては、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料の2-1をご参照ください。

資料は、位置図と営農計画書を添付しております。

本案件は、執行機関は千葉地方裁判所で、申請者は八街市在住の方で、経営規模を拡大するため、競売により農地を取得したいというものです。

面接した権利者によりますと、友人からの紹介により、平坦で耕作しやすい土地であることから競売に参加することに決めたとのことでした。

申請地の取得後の作目は、栗を予定しております。

次に、第2項ですが、第1項と同一の競売案件となります。

申請者は中央区星久喜町在住の方で、経営規模を拡大するため、競売により農地を取得したいというもので、申請地の取得後の作目はキウイ、アスパラガス、栗を予定しております。

次に、第3項ですが、第1項と同一の競売案件となります。

申請者は、若葉区若松町在住の方で、経営規模を拡大するため、競売により農地を取得したいというもので、申請地の取得後の作目はオクラ、アスパラガス、レタスなどを予定しております。

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、買受適格証明書の交付につきましては承認相当とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書が

議長
(鈴木武夫部会長)

事務局

議長
(鈴木武夫部会長)

議長

議長
(鈴木武夫部会長)

議長

議長
(鈴木武夫部会長)

提出された場合は、許可相当と意見決定しました。
説明は以上でございます。

議案第2号について事務局より補足説明願います。

第1項について分科会での主な質疑や意見についてご報告させていただきます。

本案件は、分科会にて申請者の面接を行いました。面接の中で、申請者は八街市で農業を営んでおり、栗の栽培経験は10数年ほどあるということでした。

また申請地までの通作時間は20分ほどであるということ、高齢なのでいまのところ千葉市内で農地を拡大する予定はないが、子どもがいるので跡を継いでもらいたいと考えているとの回答がございました。

補足説明は以上でございます。

ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

——— 質問・意見等無し ———

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

議案第2号は、買受適格証明書の交付については、承認相当とし、申請者が落札人となり、同一内容の許可申請書を提出した場合は、許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。

——— 挙手 ———

賛成全員ですので、議案第2号は、買受適格証明書の交付については、承認相当とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書を提出した場合は、「許可相当」と意見決定いたします。

議 長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。

現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

お手元の資料の議案第3号を併せてご覧ください。

資料は、位置図と公図の写しと土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするものです。

申請土地は若葉区泉市民センターの北約250mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は耕作地で、周辺は農地と住宅が点在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透により処理します。

周囲は、フェンスを設置します。

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

議案第3号について事務局より補足説明願います。

事 務 局

分科会での主な質疑や意見についてご報告させていただきます。

第1項の太陽光発電施設への転用について、周囲の農地の所有者や住宅地の方々への事業内容の説明についてご質問がありました。

周囲の農地の所有者につきましては、事業計画の説明をすでに終えて了解を得ているとのことでございます。

また、分科会後に確認しましたところ周囲の住宅地の方々につきましても、既に事業計画説明を終えて了解を得ているとのことございました。

補足説明は以上でございます。

議 長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。
議 場	——— 質問・意見等無し ———
議 長 (鈴木武夫部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙手 ———
議 長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。
議 長 (鈴木武夫部会長)	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 第1分科会委員長、ご説明願います。
第1分科会委員長 (宮崎一雄委員長)	ご説明いたします。 なお、第1項から第3項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。 はじめに、第1項です お手元の資料の4－1をご参照願います。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。 本案件は、資材置場用地及び駐車場用地とするため、売買により取得するものです。 申請土地は、千葉市立源小学校から北へ 約650mに位置する農地です。 農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。 現況は休耕地で、周辺は農地と工場が点在しております。 被害防除は、排水につきましては雨水を自然浸透で処理

します。

また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第2項です

お手元の資料の4-2をご参照願います。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するものです。

申請土地は、千葉県立桜が丘特別支援学校から北東へ約450mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

現況は休耕中で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、排水につきましては雨水を自然浸透で処理します。

次に、第3項です

お手元の資料の4-3をご参照願います。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、京成千原線おゆみ野駅から南東へ約900mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕中で、周辺は農地と住宅が点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

また土嚢・フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第4項です

お手元の資料の4-4をご参照願います。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、みつわ台総合病院から南東へ約450mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地で

	あることから、第2種農地と判断しました。 被害防除は、排水関係につきましては汚水は污水管に接続します。雨水は浸透施設にて抑制後、道路側溝に接続します。 また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。 他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。 第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 以上でございます。
議長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。
議長	——— 質問・意見等無し ———
議長 (鈴木武夫部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	——— 挙手 ———
議長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。
議長 (鈴木武夫部会長)	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。 第1分科会委員長、ご説明願います。
第1分科会委員長 (宮崎一雄委員長)	ご説明いたします。 申請地は、京葉道路武石インターチェンジから北へ 約 1 1 0 0 mに位置する農地です。 本件は、太陽光発電施設用地として、平成27年度12月の農地部会の議案として、許可を受け、現在工事中でございますが、権利者及び地権者から転用に伴う権利設定を

	賃借権から地上権へと変更したいとの計画変更申請があったものです。 賃借権と地上権の主な違いですが、地上権の権利は土地の所有者への承諾を得ずに、転貸等が可能である点が大きな違いとなります。 第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。 以上でございます。
議長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。
議場	——— 質問・意見等無し ———
議長 (鈴木武夫部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第1分科会委員長の説明のとおり、議案第5号について承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第5号について承認と決定いたします。 次に、議案第6号「耕作放棄地に係る農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を上程いたします。 第1分科会委員長、ご説明願います。
第1分科会委員長 (宮崎一雄委員長)	ご説明いたします。 第1項から第14項までは関連しておりますので、一括してご説明いたします。 なお、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。 資料の議案第6号をご参照願います。 資料は位置図及び公図で構成されております。 本案件では、当該申請地の現況が農地法の規定に基づく

議長
(鈴木武夫部会長)

事務局

許可を要しない土地である旨の証明交付の可否の判断にあたり、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについて審議いたしました。

また、現地調査については、対象における道路条件が悪く、軽自動車以外の通行が困難なことから、鈴木農地部会長、地元農業委員の橋本委員及び私の3人で4月18日に現地調査を実施し、鈴木農地部会長より現地調査結果を分科会に報告しました。

第1項から第14項までの田4筆、合計面積1,733平方メートル、畑24筆、合計面積32,156平方メートルの全ての申請地に仮登記が付いており、土地売買契約締結後には耕作が放棄され、古いもので昭和45年、比較的新しいものでも平成元年から耕作されておらず、現在、雑木や篠竹、あるいは真竹等が繁茂しており、筆の中央部への立ち入りが非常に困難な状況となっており、既に山林原野化の様相を呈し、人力または、農業用機械による農地への復元は困難と思われ、農地性はないものと判断しました。

なお、第2項、第3項、第12項及び第7項、第8項、第11項及び第14項の各項の一部の筆については、篠竹、雑木等の繁茂が著しく、現地に立ち入ることができなかったため、航空写真により確認したところ、対象地周辺の植生と同様と推定されたため、他の対象地と同様に農地性はないものと判断しました。

第1分科会としましては、農地法第2条第1項に規定する「農地」には該当しないものと判断し、証明交付について、「承認相当」と意見決定いたしました。

以上でございます。

事務局より、補足説明をお願いします。

議案第6号について、補足説明いたします。

本案件は、当該申請地の現況が農地法の規定に基づく許可を要しない土地である旨の証明交付の申請に基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについてのご判断をいただき、証明交付の可否を審議いただくものです。

農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについての判断につきましては、農地法に係る国の考え方、事務処理上の留意点等について示した「農地法の運用につい

て」において判断基準が示されており、先日の第1分科会においてご説明させていただきましたが、改めて、ご説明させていただきます。

「農地法の運用について」では、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、つまり、人力又は農業用機械では、耕起・整地ができない土地であって、農業的利用を図るための条件整備、具体的には、基盤整備事業の実施等が計画されていない土地であることを大前提とし、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、あるいは周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができずと見込まれる場合のいずれかの条件に該当するものを農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものと判断することとしております。

なお、採決にあたりましては、当該地に農地性はないと判断し、証明書を交付する場合は、「承認」、当該地に農地性があると判断し、証明書の交付しない場合は、「不承認」と採決の方法にご注意いただけるようお願いいたします。

補足説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等無し ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第1分科会委員長の説明のとおり、証明交付について「承認」とし、証明を交付することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は「承認」と決定いたします。

次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、緑区下大和田町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する同町の田3筆、畑2筆、合計面積9,519㎡に引き続き権利設定するもので、田については賃借権、畑は使用貸借権です。なお、設定期間は6年です。

第2項は、緑区あすみが丘在住の農家の方が、同区土気町在住の方の所有する、同町の畑1筆、面積5,757㎡に引き続き賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第1項及び第2項の合計面積は15,276㎡です。本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第1分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、第1分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議長

——— 質問・意見等無し ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙手 ——

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定いたします。

議 長
(鈴木武夫部会長)

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。事務局より説明願います。

事 務 局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の20ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

事務局長専決により、許可取消指令書を交付いたしました。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、8件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の23ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の31ページまでに39件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の３２ページをご覧ください。

報告第５号「農地法施行規則第３２条第１号に関する農地転用の届出について」は、１件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の３３ページをご覧ください。

報告第６号「地目変更について」は、１６件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の３４ページをご覧ください。

報告第７号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第５条）」は、５件ございました。

いずれも、４月４日に諮問し、４月１４日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書及び買受適格証明書を交付いたしました。

また、今月より、農地法の改正に伴い現在の県農業会議が県ネットワーク機構へと法律上の位置づけが変わることに伴いまして、昨年度まですべての転用案件について諮問手続きを行っていましたが、４月以降は原則３０アール以上の転用案件についてのみ諮問手続きを行うこととなりましたので、併せてご報告させていただきます。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの報告第１号から第７号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議長

——— 質問・意見等無し ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

議長
(鈴木武夫部会長)

以上をもちまして、平成２８年度第１回農地部会を閉
会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまし
て、ありがとうございました。

閉 会 （午後 ４時 ２分）